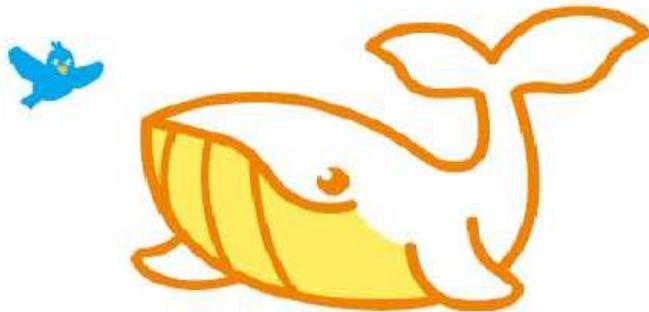


令和7年度権利擁護シンポジウム  
令和8年2月6日  
成年後見制度は終われるか？  
～「終われる後見」となるための課題を考える～

## 「終われる後見」を事例で考える



(公社)成年後見センター・リーガルサポート  
副理事長 中野篤子



## はじめに

---

成年後見制度の見直しについて、法制審議会（民法（成年後見等関係）部会）において、必要性を開始の要件とし、必要がなくなると認められるときにはこれを取り消す旨の要綱案が示されています。

本講演では、民法改正後、成年後見制度が終われることになった場合に、どのように利用されるのかということを、想定される事例をもとに考えてみたいと思います。

- ※現時点での情報に基づき想定した事例です。
- ※要綱案と同様に「補助」「補助人」の名称を使用します。

## ケース1

はるえさん



長男夫婦同じ市に居住



長女隣県に居住



- ・はるえさんは80代の女性。  
亡夫から相続した自宅に一人暮らし  
要介護2、2年前に認知症の診断を受ける。

- ・はるえさんが何度か通帳を失くすことがあったため、長男夫婦が預かり、定期的に現金を届けている。(キャッシュカードの暗証番号は本人より教えてもらう)

- ・その際に役所や金融機関の郵便物も確認

- ・デイサービスやヘルパー利用料などは自動引き落とし

- ・通院や入院の付き添いは3人で協力して分担している。

- ・地域の民生委員にも事情を説明して見守ってもらっている。

## ある日・・・



弟 あきおさん

- ・ はるえさんの弟、あきおさんが亡くなった  
あきおさんは、数年前に妻に先立たれ、子どもはいない



- ・ 相続人は、はるえさんと、10年前に亡くなった  
はるえさんの兄の子どものけんすけさんの二人



- ・ 財産は自宅不動産と預貯金が約300万円

- ・ あきおさんは、数年前から老人ホームで生活、  
空き家になっている自宅の管理が十分できておらず、  
近隣住民から何とかしてほしいと言われる。



兄みちおさん



甥けんすけさん

- ・ けんすけさんも交えて相続や家の売却の相談をしているが  
はるえさんは「**なんとかしないとイケないね**」とうなずきつつ  
きつつも「**どうすればよいかわからない**」と繰り返す。

。

## 制度の利用へ



- ・はるえさんの家族は地域包括支援センターに相談、リーガルサポートの窓口で紹介してもらった司法書士に相談



- ・ 司法書士ははるえさんと面談し、あきおさんの遺産分割協議や不動産の売却の手続きについて説明

「ご近所にも迷惑かけているしなんとかしないとね」

- ・ 長男が申立人となり家庭裁判所に申立て  
調査官ははるえさんの意向を確認

「難しいことは分からないし、手伝ってくれる人がいると助かります。」



- ・ 申立て段階から関与し、事情を把握している司法書士が  
補助人に選任された。

※代理権（一例）

相続の承認もしくは遺産の分割をすること

不動産の売買契約

不動産登記の申請



## 補助人の業務



- ・ 選任された補助人は、はるえさんに意向確認、相続の手続きについて説明  
 「家はあっても仕方がないし、そのまましておくでご近所にも悪いし」  
 「財産はけんすけとわたしがもらったら良いですね」

- ・ 長男夫婦・長女に聞き取り。相続する預金と不動産を売却して得たお金を、これから施設利用などが必要になったときのための費用として充てたいとのこと

- ・ はるえさんのサービス担当者会議に出席、家族や福祉サービス事業者など本人の権利擁護支援チームが機能していることを確認



- ・ けんすけさんと遺産分割協議、家ははるえさん、預貯金はけんすけさんが相続することになる。

- ・ はるえさんを所有者とする相続登記をし、その上で不動産を売却、売却代金は、長男が預かっているはるえさんの通帳に送金。長女も了承する。



## 補助の終了へ



- ・補助人は、家庭裁判所に遺産分割協議と不動産の売却を終えた旨と一連の手続きについての経過を報告  
必要がなくなったと認められるため審判を取り消すことを請求
- ・家庭裁判所は、本人の意向を確認  
「息子たちも助けてくれるしやっつけていけると思います。」



- ・ 補助開始の審判の取り消し  
はるえさんは、住み慣れた自宅で生活を続け、数年後に死亡



## ケース2



ひろこさん



夫



- ひろこさんは、70代後半の女性。夫と二人暮らし。夫はもともと飲酒癖が悪く、浪費傾向
- 夫は数年前に仕事を辞め、家にいることが多くなったことに加えひろこさんに物忘れがあることや、家事も以前のようにできなくなってきたこともあり、不満からの暴言、また飲酒をすると手が出ることもあった。
- 地域包括支援センターが定期的に訪問し、介護サービスの利用を進めるが、夫婦とも消極的な反応
- 食事が十分にとれないなど生活の乱れがある中、夫が手を出したことでひろこさんは転倒、骨折して入院、措置により特別養護老人ホームに入所、市長申立てにより補助人が選任された。

## 補助人の業務

### ※代理権(一例)

- ・預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引
- ・介護契約その他福祉サービスの契約の締結、変更、解除及び費用の支払い
- ・福祉関係施設への入所に関する契約や変更、解除及び費用の支払い



預貯金通帳を預かり金融機関へ届け出  
入所施設との契約、必要な費用の支払いなどを行う

- ・本人と面会し現在の生活状況を確認  
「食事も出してもらえるし、ゆっくり過ごせています」
- ・地域包括支援センターより夫に、自身の福祉サービスの利用や、債務整理について法律専門職に相談するよう促し



## その後・・

- ・支援が入りつつあった矢先に夫が体調を崩し死亡
- ・自宅にはカードローンなどいくつかの請求書が届いており家賃も滞納
- ・補助人はひろ子さんに債務を支払わなくて良いように相続放棄の手続きを行う必要があると説明

「払わないで済むのならありがたいです」

- ・相続の放棄に関する代理権を追加、家庭裁判所に相続放棄の申立てをおこなう。
- ・施設で生活するひろこさんには自治体が養成している意思決定サポーターが定期的に訪問。



意思決定  
サポーター

- ・通帳は、施設が預かり定期的にひろ子さんと補助人に収支報告をすることになる。
- ・サポーターは、収支報告の説明時に立ち会い、サービス担当者会議に同席するなどひろこさんを支援



## 補助の終了へ

- ・ひろ子さんはサポーターが定期的に訪問するのを楽しみしており施設での生活にも馴染んでいる。
- ・補助人は、施設が適切に通帳の管理をしていることを確認し、必要がなくなると認められるため審判を取り消すことを請求
- ・家庭裁判所は、本人の意向を確認  
「皆さんが私を助けてくださるので大丈夫です」

→補助開始審判の取り消し

ひろこさんは亡くなるまで施設で穏やかに過ごした。



## ケース3

- ・たかしさんは60代後半の男性



- ・双極性障害があるが通院しつつ就労を継続  
シングルで生活、自宅を所有している。  
定年時にまとまった額の退職金を受け取ったことで気が大きくなり  
ハイリスクの投資話やギャンブルなどで預貯金を使い果たしてしまった。
- ・ストレスから病状悪化、近隣トラブル、姉や甥に攻撃的な電話を繰り返す。
- ・スーパーに買い物に出かけたが、お金を持っておらず、支払いを求められたこ  
とから混乱し商品を投げ、陳列棚などを壊してしまい、警察に保護され、姉の同  
意で医療保護入院となる。

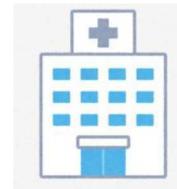


## 補助人の選任

- ・入院時、財産状況を本人も把握しておらず、入院費の支払いができない。
  - ・姉と甥が、立て替えたがこれ以上の支援はできないと言われる。
  - ・姉より補助開始の申立て
  - ・たかしさんは入院して病状が落ち着きつつある。
- 「自分でも分からないことをしてしまっただけで困るので、助けてくれる人いたほうが良いです」



※代理権(一例)  
 預貯金の調査・管理  
 福祉サービスの契約  
 医療契約



※同意権(一例)

預金若しくは預貯金の預入又は払い戻しの請求をすること  
 借財または保証をすること  
 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること



## 補助人の業務

- ・病院に訪問したかしさんと面会
- ・補助人は、自宅に届いている郵便物などを確認したかしさんの財産を調査
- ・受給している年金額等収支も確認
- ・入院費等の支払い



## その後・・・

- ・退院支援委員会で、退院が可能であることや退院後の生活について話し合い
- ・デイサービス、訪問看護の利用、定期的通院
- ・補助人は月1回生活に必要なお金を届ける。
- ・たかしさんは、同窓会に出席したり、自治体のセミナーなどに参加して毎日を楽しんでいる。

「この間は近くで、音大の学生さんのコンサートがあったので聴きに行きました。お金をかけなくても参加できる催しがいろいろあるので楽しいです」



## 補助の終了へ

- ・たかしさんは地域の社会福祉法人が実施している第二種社会福祉事業の「日常生活支援」を利用
  - ・定期的に通院し、お金も計画的に使われている。
  - ・補助人は、必要がなくなると認められるため審判を取り消すことを請求し補助開始審判取り消し
- 「これからも困ったときには相談します」

## 取り消した後・・・

- ・元補助人とたかしさんは毎年年賀状をやり取り  
たかしさんは毎年手書きで近況を知らせてくださっていたが・・・  
ある年年賀状が届かず、気になっていた。
- ・中核機関の担当者より元補助人に連絡あり
- ・脳梗塞で倒れ救急搬送、たかしさんとの意思疎通が難しい状態  
施設入所や介護費用に充てるため自宅の売却の検討が必要と思われる
- ・支援者から元補助人をたかしさんが信頼していたと聞いている
- ・市長申立てを行うので補助人候補となってほしいと依頼を受ける。



## 再度補助開始へ

- ・元補助人はたかしさんが入院している病院を訪問
- ・会話はできないが元補助人が話しかけるとうなずくなどの反応あり
- ・たかしさんは、同意の意思を表示することが難しかったが、補助開始とともに、施設入所契約、不動産の処分など本人にとって必要と考えられる代理権が補助人に付与された。
- ・たかしさんは治療とリハビリで、話をかみ砕いて伝えるとある程度理解できるまで回復
- ・補助人はたかしさんの希望を聞き取り、権利擁護支援チームとも相談しつつ施設入所契約を締結し自宅不動産を売却して介護費用に充てた
- ・2年後にたかしさんは死亡、財産を相続人に引き継いだ



～まとめ～

本人にとってメリットのある「終われる後見」とは？

住み慣れたどの地域でも安心して暮らせる権利擁護支援の体制とは？

皆様とともに考えていきたいと思えます。

